

マイナポータルを利用した 電子申請について

東京都情報サービス産業健康保険組合

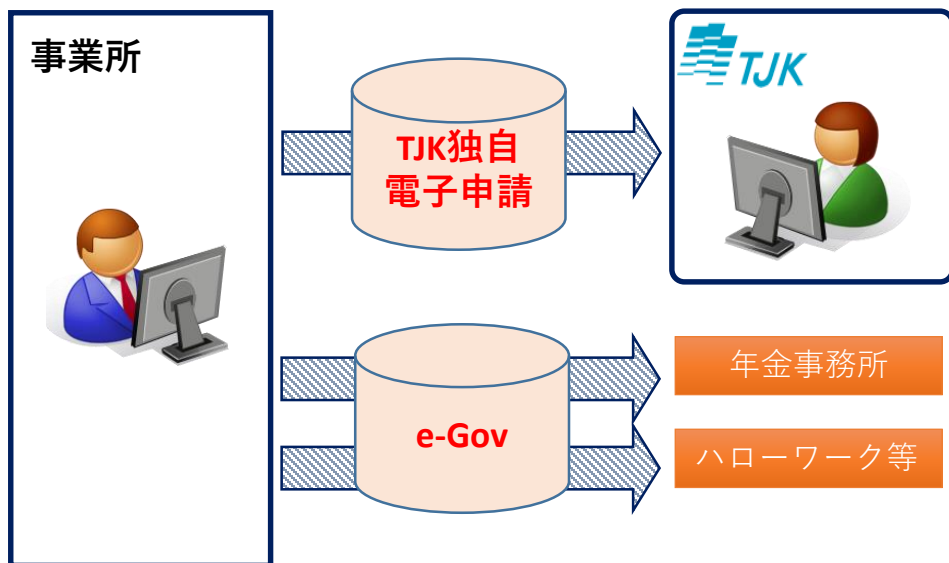
■はじめに

我が国の行政手続きは、これまで幾度となく電子化に向けた議論がなされてきました。さらに、令和2年1月より世界中に広がった新型コロナウイルス感染症の対策としての「**新たな生活様式**」を踏まえた業務でも、電子化は欠かせなくなってきました。令和2年7月に閣議決定された「骨太方針2020」では、今後一年間を“**行政手続き電子化の集中期間**”として位置づけました。

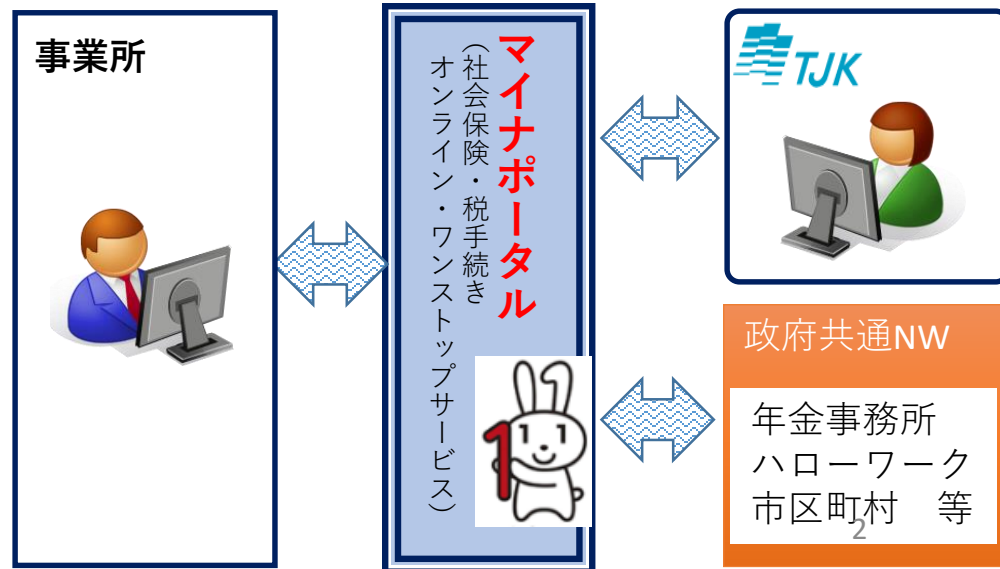
このような流れの中、**国が構築する新たな電子申請環境「マイナポータル」の運用が令和2年11月よりスタート**いたします。これに併せて、健康保険組合への特定法人の電子申請義務化が開始され、**当組合への申請についても「マイナポータル」を利用した届出となります**。当組合加入事業所におかれましては、「マイナポータル」を利用した電子申請運用開始および積極的な活用につきまして、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当組合では、ご利用者の利便性や業務効率化、コスト削減などを目的として、令和元年6月よりTJK独自の電子申請環境を順次導入してまいりました。このTJK独自電子申請環境は引き続きご利用いただけますので、マイナポータルへの対応が完了していない事業所はぜひご活用ください。※算定基礎届・月額変更届・賞与支払・住所変更届のみの取り扱いとなります。

》》》 これまでの電子申請



》》》 マイナポータルを利用した電子申請



■電子申請導入についてのこれまでの経緯

日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

- ・「GDP600兆円経済」実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新しい規制・制度改革手法を導入する

行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日）

- ・行政手続き簡素化の3原則(*)を踏まえ、行政手続コスト（事業者の作業時間）を2020年までに20%削減する
（*①デジタルファースト原則 ②ワンスオンリー原則 ③書式・様式の統一）

行政手続効率化

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）

- ・ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、**社会保険・税関係事務をIT化・ワンストップ化**する

法人設立ワンストップ

社保・税ワンストップ

「行政手続きコスト削減に向けた基本計画」策定（平成29年7月4日）

- ・基本計画の対象手続については、手続件数が多い上位20位の手続にコスト削減効果が見込まれる手続等を加えた28種類を対象

「行政手続きコスト削減に向けた基本計画」改訂（平成30年度）

- ・主に電子申請にかかる方策の見直しを実施
⇒健康保険組合における電子申請環境の構築、一定規模以上の事業所に対する電子申請の義務化、従業員の押印・署名の省略、届出書の省略

■電子申請の義務化について

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第154号）が平成30年12月28日に公布され、同日、厚生労働省保険局長通知（保発1228第2号）により、省令改正について示されました。

これにより、令和2年4月1日より、電子申請の利用促進の一環として、**①特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する②一部の手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。**

①特定の法人の事業所 (義務化の対象となる事業所)	○資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人 ○相互会社（保険業法） ○投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律） ○特定目的会社（資産の流動化に関する法律）
②一部の手続 (義務化の対象となる届書)	○被保険者算定月額基礎届 ○被保険者報酬月額変更届 ○被保険者賞与支払届

POINT

健康保険組合においては、以下2-(1)に該当するとされ、令和2年11月からの対応とすることも差し支えない取り扱いとされてきましたが、今回の環境整備により、11月以降は特定の法人の事業所が健康保険組合に上記三届の申請を行う場合には、電子申請が義務付けられることになりました。

- 1

社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 2

以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。

(1)

電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合

(2)

労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

■マイナポータルを利用した電子申請の事前準備

》 利用準備① ご利用の給与・人事システムの確認

マイナポータルからの申請を行うには、マイナポータルと連携する給与・人事システムが必要となります。

※ご利用の給与・人事システムが対応しているかどうかは、各システムベンダーにお問い合わせください。
※日本年金機構の届書作成プログラムから直接申請することはできません。



TJK独自の電子申請システムは引き続きご利用いただけます。
ご利用の給与・人事システムがマイナポータルに未対応の場合は、是非ご活用ください。算定基礎届・月額変更届・賞与支払・住所変更届の申請が可能です。ご利用方法については **T J Kホームページ** をご確認ください
《T J K独自の電子申請ご案内ページ》  HOME > 事業所へのお知らせ > 電子申請のご案内

》 利用準備② gBiz-ID（法人共通認証基盤）の準備

マイナポータルを利用した電子申請を行うには、gBiz-IDの取得（無償）が必要です。 gBiz-IDの取得には、2週間程度の期間を要しますので、お早目の申請をご検討ください。※11月を待たなくても取得が可能です。



「gBiz-ID」 は、2種類のアカウントがあり、手続きではどちらでも使用可能です

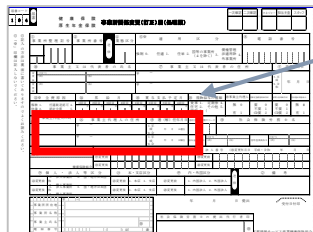
gBizプライム
(BizAccountVerify-rep)

法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

gBizメンバー
(BizAccountVerify)

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント
⇒ 「gBizメンバー」のアカウントで電子申請をするためには、『事業所関係変更届』による「事業主代理人」の申請が必要です





※『事業所関係変更届』

事業主代理人（「gBizメンバー」で申請する者）を記入

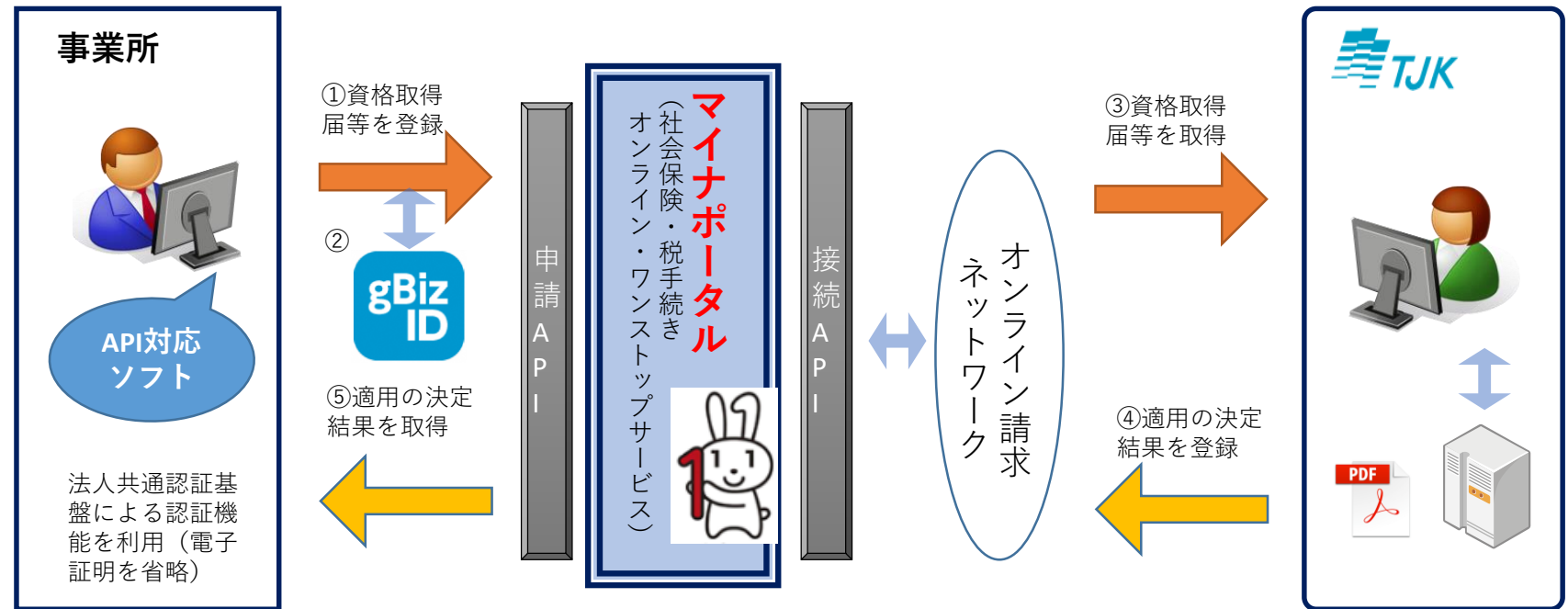
※「gBiz-ID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp>

GビズID

検索

■マイナポータルを利用したTJKへの電子申請の流れ



POINT

- ①事業主、社労士は、申請APIと連携した人事・給与システムを利用して、TJKに提出する関連手続きを電子申請します。
(手続あたり30MBが上限)
事業主からの申請の通信は、TSL/SSLによる暗号化でセキュリティを確保します。
- ②事業主等からの申請は、法人共通認証基盤 (gBiz-ID) による資格情報確認により申請者の確認を行います。
- ③TJKは、事業主からマイナポータルに送信された申請データ (マイナポータルに一時的に保存) を、TJKに設置する端末にダウンロードします。
- ④TJKはマイナポータルにアクセスし、届出に対する決定結果を登録します。
- ⑤事業主は、適用の決定結果を確認します。

■対象の届出について



POINT

マイナポータルを利用した電子申請が可能な届出は以下の15届です

届出種別

- | | |
|---|---------------------------|
| ① | 健康保険 厚生年金保険 新規適用届 |
| ② | 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 |
| ③ | 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 |
| ④ | 健康保険 被扶養者（異動）届 |
| ⑤ | 健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 |
| ⑥ | 健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 |
| ⑦ | 健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 |
| ⑧ | 任意適用申請書 |
| ⑨ | 一括適用承認申請書 |
| ⑩ | 任意適用取消申請書 |
| ⑪ | 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届 |
| ⑫ | 産前産後休業終了時月額変更届 |
| ⑬ | 育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届 |
| ⑭ | 育児休業等終了時月額変更届 |
| ⑮ | 介護保険適用除外該当届 |

※利用可能な届出はご利用の人事・給与システムによって異なります

■マイナポータルを利用した電子申請のメリットについて

▶▶ POINT

マイナポータルを利用した電子申請のメリットは以下のとおりです

メリット	詳細
① 入社、退職の手続き	資格の得喪については、年金・労働・雇用の各保険制度への届出がワンストップとなります
② 算定基礎届・月額変更届・賞与支払届	報酬系3届出については、年金への届出がワンストップとなります
③ 事務負担の軽減	返戻される届出が削減（記載漏れ、誤りの減）されます
④ 配送コストの削減	届出配送にかかる事務及び経費が削減されます
⑤ セキュリティの確保	届出媒体の持ち運びに伴う情報漏洩が解消されます
⑥ 保管コストの削減	届出書の保管スペースが不要となり、管理コストが削減されます
⑦ 柔軟性の向上	何時でも申請が可能となります

■義務化・事前準備に関するQ&A

No	Questions	Answer
1	電子申請義務化の対象となる「特定法人」に該当するか否かは、どの時点で判断すればよいでしょうか	毎年度、それぞれの法人ごとに定める事業年度開始日を基準として判断します ※3月決算・・・令和2年4月以降の届出から 2月決算・・・令和3年3月以降の届出から
2	本店・支店ごとに適用事業所となっている場合、義務化の対象を判断するにあたっては、本店・支店の区別なく法人単位で判断するものでしょうか	今般の電子申請の義務化の対象は、本店・支店ごとではなく法人単位で判断することとなります
3	法人種別によっては「出資金」又は「資本金」以外の名目（例：資産の総額）で資金を登記している法人もありますが、それらの法人をどこまで義務化の要件に含めるのでしょうか	義務化対象法人かどうかの判断に当たっては、それぞれの法人の設立根拠法令に ①その資本金又は出資金自体について規定されているもの ②その資本金又は出資金の出資について規定されているもの ③上記のほか、定款に出資持分に関する定めがあることを前提とした制度が規定されているもの について、「資本金」又は「出資金」が1億円超か否かで判断します
4	電子申請の義務化に「該当する」、または、「該当しない」ことを届け出る手続きは必要でしょうか	対象の事業所であるかどうかを届出していただく必要はございません

■義務化・事前準備に関するQ&A

No	Questions	Answer
5	電子申請義務化の対象法人に対して、当該法人が義務化の対象である旨の通知は送られてくるのでしょうか	健康保険組合より通知を発送する予定はございません。年金事務所より通知があった場合は、厚生年金保険と健康保険において義務化の対象法人の範囲は同一となっております
6	事業年度の途中で、資本金等を変更する場合、いつの時点をもって電子申請の義務化の対象になるのでしょうか	「事業年度開始の時」に判断することになりますので、事業年度開始の時の資本金等が1億円を超える場合は、事業年度の途中で資本金等の減資により1億円以下となったとしても当該年度中は義務化の対象となります。また、事業年度開始の時の資本金等が1億円以下の場合は、事業年度の途中で資本金等の増資により1億円を超えることになったとしても、当該年度中は義務化の対象となりません
7	申請APIに対応した人事・給与システムとはどういったものなのでしょうか	申請APIに対応した人事・給与システムは、マイナポータルに接続できるよう対応した人事・給与システムを意味します。ソフトウェア開発者向けのマイナポータルに連携するための必要な仕様が内閣府HPから取得できます。各人事・給与システム事業者が仕様に基づきソフトウェアを改修することで、マイナポータルに連携対応できるようになります

■義務化・事前準備に関するQ&A

No	Questions	Answer
8	人事・給与システムのシステム対応が間に合いません。どうすればよいでしょうか	マイナポータルを利用した電子申請を行うには、申請APIに対応した人事・給与システムが必要となります。対応が間に合わない場合には、TJK独自の電子申請をご利用ください。算定基礎届・月額変更届・賞与支払・住所変更届がご利用いただけます ※TJK独自の電子申請は他の届出先には連携されません
9	g-Biz利用にはスマートフォンか携帯電話が必要で、2段階認証時にアプリかSMSによるワンタイムパスワードが必要となりますが、個人情報関係で、事業場でのスマートフォン、携帯電話の使用が規制されている場合はどうするのでしょうか	g-Bizを取得可能な状態をお作りいただく必要があります。あるいは、TJK独自の電子申請をご利用ください

■義務化・事前準備に関するQ&A

No	Questions	Answer
10	g-BizIDのメンバーは事務担当者でも問題ないでしょうか	問題ありません。ただし、事前に事業主から、「事業主の代理人選任届（事業所関係変更届）」を提出していただく必要があります。また、複数人を代理人とする場合は、それらすべての者にかかる選任届の提出が必要です
11	社労士に社会保険事務を委託する場合はどのような手続きをすればよいですか	社会保険労務士法人の場合は、当該法人の代表者がg-Bizプライムを取得し、当該法人の所属社労士はg-Bizメンバーの払い出しを受け、これを用いて申請します。個人の社労士の場合は、個人事業主としてg-Bizプライムを払い出し、これを用います。届出の際は、PDF等で添付する代行証明書に、社労士証票の写しを貼付します。代行証明書は年金機構のHPよりダウンロードしたものをご使用ください
12	電子申請の義務化の対象ではない事業所なのですが、電子申請は出来ませんか	義務化の対象でない事業所でも、電子申請はご利用いただけます。積極的にご活用ください

■届出に関するQ&A

No	Questions	Answer
1	KPFD様式の5届については、届書作成プログラムによる申請は可能でしょうか	日本年金機構提供の届書作成プログラムはマイナポータルと連携しないため、直接の申請はできません。作成したファイルを人事・給与システムからの申請に添付することは可能です
2	現在年金機構にe-Govを利用して申請しています。健保にもe-Govから申請できますか	e-Govを利用した健保組合への申請はできません。また、5ページでご案内の通り、マイナポータルに直接ログインして申請するのではなく、全て「申請APIに対応した人事・給与システム」からの申請になります
3	届出の際に必要な添付書類についてはどのような扱いになりますか。	必要な添付書類は電子ファイルにてご提出いただきます。添付ファイルとして使用可能な拡張子は以下のとおりです xlsx,xls,docx,doc,pptx,ppt,pdf,jpeg,jpg,png,gif,tiff,tif,xml,txt,csv 添付したファイルの原本は提出の必要はございませんが、提出後2年間は保管する必要があります

■届出に関するQ&A

No	Questions	Answer
4	届書ファイルや添付書類に命名規則はありますか	届書ファイルは以下のとおり命名してください。 「事業所記号 4 桁-日付 8 桁（YYYYMMDD）」 添付ファイルについては書類名がわかるように命名をお願いします
5	住所変更届は申請できますか	マイナポータルを利用した電子申請は、現状住所変更届には対応しておりません。TJK独自の電子申請をご利用ください
6	資格喪失届に添付する保険証の取り扱いはどうになりますか	回収して担当者の手元にある保険証を画像化したデータを添付してください。電子申請後、速やかに保険証を組合宛にご提出ください
7	資格取得届の確認後、保険証の発行はどうになりますか	組合にて取得届の審査・決定後、速やかに保険証を事業所宛に送付いたします

■届出に関するQ&A

No	Questions	Answer
8	人事・給与システムの操作方法についての問い合わせ先はどちらになりますか	当組合では人事・給与システムの操作についてはわかりかねますので各ベンダーにお問い合わせをお願いいたします
9	決定通知書等公文書の発行はどのようなになりますか	決定通知書等公文書はマイナポータルを利用してPDFファイルで送信いたします。必ずお受け取りをお願いいたします。また、この決定通知書は必ず保管するようお願いいたします

■お問い合わせ

GビズIDについてのお問い合わせはこちら

【経済産業省 GビズID ヘルプデスク】

0 6 - 6 2 2 5 - 7 8 7 7

〈受付時間〉

午前 9 時～午後 5 時

※土・日・祝日、年末年始を除く

その他のお問い合わせ

東京都情報サービス産業健康保険組合

適用グループ

0 3 - 3 2 3 9 - 9 8 1 9

〈受付時間〉

午前 9 時～午後 6 時

※土・日・祝日、年末年始を除く

追加の情報は適宜ホームページ等でお知らせさせていただきます。